

# ◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入要領◇

- ①給与支払報告書を機械等で出力する場合は、文字が欄外へはみ出すことのないようにお願いいたします。
- ②氏名のフリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）は個人を特定するうえで重要な項目です。必ず記入してください。
- ③所得控除の額の合計額の内訳が記入されていない場合は、控除が適用されませんのでご注意ください。
- ④給与支払報告書の提出者は、令和2年1月1日現在において給与の支払いを行い、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者です。（地方税法第317条の6第1項）
- ⑤給与支払報告書を提出後に誤記や変更が生じたときは、『訂正分』と朱書きで記入し、再提出してください。
- ⑥年の途中で退職された方について、給与の支払金額が30万円を超える場合には給与支払報告書の提出が義務となっておりますが、30万円以下の方でもできる限り提出してください。
- ⑦給与支払報告書を提出後に退職等の異動があった場合は、「給与所得者の異動届出書」を必ず提出してください（4月15日まで）。
- ⑧区分用台紙等で特別徴収に区分されていない場合、年末調整未済者（給与の収入金額が2,000万円を超えている方を除きます。）および退職年月日が記入されている方については、住民税の徴収方法は普通徴収となります。
- ⑨乙欄該当者の住民税の徴収方法は普通徴収となります。特別徴収を希望される場合は、必ず区分用台紙で特別徴収に区分して提出してください。

令和2年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記入してください。

控除対象配偶者が70歳以上（昭和25年1月1日以前に生まれた方）のときは「老人」の欄に○を記入してください。  
配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。

特定扶養親族（平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方）がいるときは「特定」の欄に人数を記入してください。

老人扶養親族（昭和25年1月1日以前に生まれた方）がいるときは「老人」の欄に人数を記入し、このうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を「内」の欄にも記入してください。

一般扶養親族（控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族、年少扶養親族以外の扶養親族）がいるときは「その他」欄に人数を記入してください。

年少扶養親族（平成16年1月2日以後に生まれた方）がいるときは「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記入してください。

同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、「障害者の数」の「特別」右欄は特別障害者の人数、左欄は特別障害者のうち同居している人数、「その他」欄は特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、合計所得を記入してください。

扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

受給者本人が該当の欄に○を記入してください。未成年者は平成12年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。

記入例

※区分		※種別		※整理番号	
支払を受ける者		住所 酒田市駅前町3丁目1番10号 サンシャインⅡ 102号		受給者番号 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
種別		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	内	4 550 000	3 098 400	2 444 000	0
控除対象配偶者 (源泉)控除対象配偶者の有無		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	
老人		380 000		特定 1 人 老人 1 人 その他 1 人	
有		従有		障害者の数 (本人を除く。)	
○				特別 1 人 その他 1 人	
社会保険料控除等の金額		生命保険料控除等の金額		住宅借入金等特別控除の額	
589 000		120 000		15 000	
前職分: R1.6.15退職 (有) 鳥海物産 支払金額2100,000 社会保険料250,000 源泉徴収税額50,850					
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	源泉徴収税額
40,000		80,000	40,000	120,000	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の区分	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の区分
180,000		H29年 10月 31日	住(特)		
源泉(特別)控除対象配偶者		氏名	サカタ ハナコ	区分	配偶者の合計所得
個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	酒田 花子		800,000
扶養親族		氏名	サカタ サンソウ	区分	源泉徴収税額
1		酒田 三蔵	サカタ ジロウ		13,860
2		酒田 一部	酒田 二郎		30,000
3		酒田 イチロウ			
4					
本人が障害者		障害の種類	障害の程度	障害の発生年月日	障害の発生場所
○		1	2	3	4
外国人		外国人番号	外国人番号	外国人番号	外国人番号
3 2 1 0 9 8 7 6 5 4		3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地			
3 2 1 0 9 8 7 6 5 4		酒田市港北町1丁目3番6号			
氏名又は名称		株式会社 鳥海商事			
		(電話) 0234-56-7890			

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

姓と名の間は一字空けて、必ずフリガナを記入してください。

給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。（小規模企業共済等掛金の額は上段に内書きします。）

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除の額を記入します。ただし、計算した住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します。

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合に、「住宅借入金等特別控除額」を記入します。

住宅借入金等特別控除の区分を次により記入します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含みます。）  
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合  
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

また、税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年月日の後に「（特定）」の表示がある場合には、「（特）」を記入します。  
※「（特定）」とは「特定取得」のことをいい、住宅の取得等に係る費用の額に含まれる消費税額が、8%の税率により課されるべき消費税額である場合における住宅の取得等をいいます。

年の途中で就職や退職をした方について記入してください。就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記入してください。

法人番号（13桁）を記入してください。法人格をお持ちでない事業所は代表者の個人番号（12桁）を記入してください。

## ◎摘要欄について

- ①前職分を合算して年末調整を行った場合は、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を記入してください。「支払金額」、「社会保険料控除等の金額」欄については合算した金額を記入します。
- ②外国人の方で租税条約に基づいて課税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」と朱書きで記入してください。
- ③同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください（例 「氏名（同配）」）。  
※同一生計配偶者・・・給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である方。